

7. 介護職員処遇改善加算の不正請求防止について

介護職員処遇改善加算について、今般の不正請求事案を踏まえ、以下の内容を盛り込んだ通知を近日中にも発出する予定であるのでご承知置き願いたい。

- ・ 介護職員処遇改善加算の届出を行った事業所については、当該事業所における賃金改善を行う方法を、介護職員処遇改善計画書等を用いて職員に周知することとしているが、本内容が職員に対して十分に認知されるよう、周知に際しては、同計画書等における関係箇所を強調するなど、適切な方法により職員に対して周知すること
- ・ 都道府県等が事業所から介護職員処遇改善実績報告書を受け取る際には、「介護職員処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」とを比較し、必ず「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること
- ・ 介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書の様式に、不正請求が発覚した場合には、支払われた金額の返還や指定の取消しがあり得る旨の注意書きを追記すること